

# 国民健康 保険税

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに安心して病院にかかることができるように、加入者みなで支え合う医療保険制度です。

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していても、その世帯に国保の加入者がいれば、納税通知書が世帯主宛てに送付されます。

平成28年度の納税通知書は、7月上旬に送付します。保険税は、世帯主と加入者の所得に応じて算定されます。所得状況が分からないう加入者がいる世帯では、税が減額されない場合がありますので、注意してください。

**平成28年度の改正内容**  
①国民健康保険税の賦課限度額を改正します。  
基礎課税額  
54万円（改正前は52万円）

後期高齢者支援金等課税額  
19万円（改正前は17万円）  
介護納付金課税額  
16万円（改正なし）

②税額の軽減対象となる基準所得金額を見直すことにより、軽減される対象を拡大しました。

## 倒産や解雇、雇い止めなどによる軽減

会社の倒産や解雇、雇い止めなどで離職した人は、健康増進課または各支所申請をすると、前年の給与所得をその3割とみなして税額を算定するので、国民健康保険税が軽減されます。

### ◇対象者

離職の翌日から翌年度末までに、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）や特定理由離職者（雇止めなどによる離職者）として失業等給付を受け、離職時点で65歳未満の人

### ◇軽減期間

離職の翌日～翌年度末  
納付方法  
普通徴収（納付書または口座振替）と特別徴収（年金からの天引き）の2種類があります。

### ◇平成28年度納付書・口座振替の納期限

第1期	8月1日(月)
第2期	9月30日(金)
第3期	11月30日(水)
第4期	1月31日(火)

### 納付方法の変更

①納付書（現金納付）↓  
口座振替  
市指定金融機関等に口座振替依頼書（通帳と届け出印が必要）を提出してください。依頼書は市指定金融機関等にあります。

②年金からの天引き↓  
口座振替  
10月の特別徴収から口座振替に変更できます。  
金融機関に口座振替依頼書を提出し、8月1日(月)までに税務課または各支所で納付方法の変更手続きをしてください。

### ◇手続きに必要なもの

印鑑、通帳、届け出印（金融機関に口座振替依頼書を提出している人は納付方法の変更手続きのみ必要）

### ◇注意

これまでの納付状況によっては、口座振替への変更が認められない場合があります。

### 資格を喪失したときは、手続きを忘れずに

国保に加入していた人が、就職等で社会保険に加入して国保の資格を喪失したときは、必ず健康増進課または各支所で国民健康保険被保険者証を返却する手続きをしてください。手続きをしないと国保税の課税が継続します。

### その他の注意事項

国民健康保険税の納付が滞ると、被保険者証の有効期限が1年から3カ月になる場合があります。

### 問い合わせ先

課税内容や納付方法など  
税務課 ☎23-3922  
加入等の手続きなど  
健康増進課国民健康保険係  
☎23-3927



### 重度心身障害者等・ひとり親家庭等

#### 医療費助成制度

8月は受給資格者証の更新月です。引き続き受給資格がある人には、新しい受給資格者証を7月下旬に送付します。現在の受給資格者証は、有効期限が切れたら、健康増進課または各支所へ返却してください。

助成を受けるには所得制限があります。平成27年中の所得の申告をしていない人は、税務課で申告をしてください。（平成28年1月1日現在、市内に住所がない人は、前住所地の平成28年度所得課税証明書が必要）

### 注意

転出や死亡などで資格を喪失した人は、本市の受給資格者証が使えなくなり戻す。受給資格者証を返してください。

### 申し込み・問い合わせ先

健康増進課医療係  
☎23-3927  
大野原支所  
☎54-5700  
豊浜支所 ☎52-1200  
伊吹支所 ☎29-2111

# 後期高齢者 医療

75歳以上の全ての人は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。また、65歳以上で一定の障がいがある場合は、申請により後期高齢者医療制度に加入できます。

後期高齢者医療保険料の納税義務者は、被保険者本人です。

### 平成28年度の保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額（4万7300円）」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額で決定します。平成28年度から、均等割額と均等割の軽減判定基準額、所得割率が変わりました。詳しくは、広報かんおんじ4月号11ページで確認してください。  
平成28年度の保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。



### 納付方法

#### ①年金からの天引き

（特別徴収）  
◇平成28年4月と6月支給分の年金から保険料が天引きされた人  
4月と6月の保険料と同額を、8月支給分の年金から天引きします。  
確定した年間の保険料額から、4月、6月、8月に天引き（仮徴収）した額を差し引いた残りの額を、10月、12月、2月支給分の年金から天引き（本徴収）します。

#### ◇平成28年10月支給分の年金から保険料の天引きが開始される人

7月から9月までは、納付書または口座振替で納付してください。10月、12月、2月支給分の年金から残りの保険料を天引きします。  
②納付書・口座振替

#### （①以外の人）

年間の保険料額を8期に分けて納付してください。初めて後期高齢者医療制度に加入した人は、当初は納付書払いまたは口座振替になります。

### ◇平成28年度納期限

第1期・全期	8月1日(月)
第2期	8月31日(水)
第3期	9月30日(金)
第4期	10月31日(月)
第5期	11月30日(水)
第6期	12月26日(月)
第7期	1月31日(火)
第8期	2月28日(火)

### 納付方法の変更

①納付書（現金納付）↓  
口座振替  
市指定金融機関等に口座振替依頼書（通帳と届け出印が必要）を提出してください。依頼書は市指定金融機関等にあります。  
②年金からの天引き↓  
口座振替

市指定金融機関等に口座振替依頼書を出し、その本人控を持参して、税務課収納係または各支所に納付方法の変更を申請してください。  
注意  
これまでの納付状況によって、変更が認められない場合があります。

### 注意

後期高齢者医療被保険者証の送付  
被保険者証の有効期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

後期高齢者医療被保険者証を受け取ったら  
被保険者証等に記載されている内容に間違いがない

8月から使用する新しい被保険者証を被保険者1人に1枚ずつ『特定記録郵便』で7月15日以降に『黄色の封筒』で送付します。

7月22日を過ぎても被保険者証が届かない場合は、健康増進課医療係に連絡してください。



両端が桃色から青色に変更

### 注意

- 住民票に記載されている住所地向付します。住所地向以外への送付を希望する場合は、事前に郵便局で転送の届け出をしてください。
- 紛失等には十分注意してください。

### 注意

宛名等を記載している台紙から、被保険者証をはがして使用してください。

### 被保険者証等を

受け取ったら  
被保険者証等に記載されている内容に間違いがない

か確認してください。記載内容に相違がある場合は、健康増進課医療係に連絡してください。

### 被保険者証等の返還

現在の被保険者証は、8月1日以降使用できません。健康増進課または各支所まで返却してください。

### 75歳の歯科健康診査



平成28年4月1日時点で75歳の被保険者（昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの人）は、無料で歯科健康診査を受けることができます。対象者には、香川県後期高齢者医療広域連合から7月に受診券を送付します。自分の口腔の状態を知るためにも必ず受診しましょう。

### 問い合わせ先

制度や資格、保険証  
健康増進課医療係  
☎23-3927  
保険料額や納付方法  
税務課市民税係、収納係  
☎23-3922  
全般、歯科健康診査  
香川県後期高齢者医療広域連合事務局  
☎087-811-1866



一定の要件に該当し、認定証を医療機関に提示すると、入院・通院時に窓口で支払う一部負担金や食事が自己負担限度額までになります。「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、健康増進課または各支所です前に申請してください。

問い合わせ先  
国民健康保険

健康増進課国民健康保険係  
☎ 23-3927

後期高齢者医療

健康増進課医療係

☎ 23-3927

香川県後期高齢者医療広

域連合事務局

☎ 087-811-1866



国民健康保険

70歳未満と、70歳以上75歳未満では、限度額が異なります。70歳以上75歳未満の人は、住民税非課税世帯の人のみ認定証が必要です。注 世帯内に異動があると適用区分が変わる場合があります。必ず届け出をしてください。

●認定証の有効期限は

8月1日からは新しい認定証が必要です。平成27年7月31日

国民健康保険の自己負担限度額等 (70歳未満の人)

所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者 総所得金額等が901万円を超える	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
総所得金額等が600万円を超え901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般 総所得金額等が210万円を超え600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
総所得金額等が210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得者…国保税の算定基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超える世帯  
※所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます  
※4回目以降…過去12カ月以内に同一世帯で限度額を超えた支給の回数が4回以上あった場合

度に交付を受けていた人で、平成28年度も必要な場合は、再度申請してください。  
●申請に必要なもの  
被保険者証、印鑑、個人番号(マイナンバー)の分かるもの、住民税非課税世帯の人で過去12カ月の入院日数が90日を超える場合は、入院日数を確認できる書類(領収書など)  
注 保険税を滞納している場合、交付されない場合があります。

後期高齢者医療

平成28年度の住民税が非課税の世帯に属する人は、申請により8月1日以降適用の「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。  
平成27年度に認定証の交付を受けていた人は申請不要です。新たな認定証を7月下旬に送付します。ただし、世帯に所得未申告の人がいる場合は、申告した後、認定証の申請をしてください。

なお、療養病床に入院している人は、食事代の負担額等が左表と異なりますので、問い合わせてください。  
区分Ⅱの人で、新たに91日以上の入院があった場合は被保険者証、印鑑、限度額適用・標準負担額減額認定証、入院日数を確認できる領収書等を持参して、再度申請をしてください。  
●申請に必要なもの  
被保険者証、印鑑、本人または世帯員が平成28年1月1日に市内に在住していない場合は、その人の平成28年度非課税証明書(平成28年度住民税・課税所得証明書)

後期高齢者医療の自己負担限度額等

区分	食事代(1食あたり)	1カ月の自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	360円	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	過去1年の合計入院日数が90日(※1)以内の場合	210円	8,000円
	過去1年の合計入院日数が91日(※1)以上の場合	160円	
区分Ⅰ	100円		15,000円

(区分Ⅰ) 被保険者が属する世帯員全員が住民税非課税で、世帯員全員の各所得金額(年金所得は控除額80万円として計算)が0円の人  
(区分Ⅱ) 被保険者が属する世帯員全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人  
(※1) 申請月から過去1年以内で、区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定を受けていた期間の入院日数

忘れていませんか?

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (低所得の高齢者向け)

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請書(請求書)が届いている人で、まだ申請を済ませていない人は早めに申請してください。  
申請期限: 8月10日(水)まで(当日消印有効)  
受付窓口: 社会福祉課(市役所1階)  
受付時間: 午前8時30分~午後5時(土・日曜日、祝日は除く)

注意

申請期限を過ぎると、給付金の受け取りができなくなります。  
申請をした人のうち、申請書に不備がある人は、順次、電話または郵便で連絡します。

問い合わせ先

臨時福祉給付金受付窓口 ☎ 23-3981

65歳以上の人の介護保険料

介護保険は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるようにみんなで支え合う制度です。

財源は国や県、市が負担する公費と、皆さんに納めていただく介護保険料で運営し、65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、介護サービス費の見込み額や65歳以上の人数などをもとに、3年ごとに決定します。

平成28年度年間保険料額については、7月上旬に送付する通知書で確認してください。なお、平成28年度納付書・口座振替の納期限は次のとおりです。

第1期・全期	8月1日(月)
第2期	9月30日(金)
第3期	11月30日(水)
第4期	1月31日(火)

問い合わせ先

税務課市民税係 ☎ 23-3922

住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるように



65歳からの介護予防教室  
—お口の健康教室—

口は、生きていくために欠かせない「食べる」「話す」「唾液を出す」「味わう」「表情を作る」などさまざまな役割を担っています。「口の中の健康」が維持できていると、食べ物をしっかりかむことができ、栄養の吸収が促進されます。また、唾液がたくさん出ていると、口の中を清潔に保ち、脳を活性化し認知症を予防するなど、身体に良い影響をたくさん与えてくれます。市内3カ所でお口の健康教室を開催します。ぜひ参加してください。

内容 歯科衛生士のお話、ブラッシング指導  
唾液飲み込みテスト(飲み込み力)  
ガムテスト(かむ力)、個別健康相談

講師 歯科衛生士 青木まゆみ先生

費用 無料

定員 各会場50人(先着順)

申込先 下記の①~③の会場のうち1カ所を選び、電話または来所で申し込んでください。

受付期間 7月1日(金)~15日(金)



①観音寺会場

日時 7月25日(月)  
午後2時~午後3時30分  
場所 社会福祉センター  
2階第3会議室

②大野原会場

日時 8月1日(月)  
午後2時~午後3時30分  
場所 大野原中央公民館  
3階講義室

③豊浜会場

日時 8月8日(月)  
午後2時~午後3時30分  
場所 豊浜福祉会館  
2階大ホール

申し込み・問い合わせ先 観音寺市地域包括支援センター(社会福祉協議会内)  
☎ 25-7791